





受験番号シール貼付欄

2  
4

第1問 答案用紙<2>  
(監査論)

問題 3

問 1

経営者は内部統制を整備及び運用する責任を有しており、統制リスクについての情報を有していると考えたため、経営者へ内部統制についての監査を行うことにより、リスクの識別及び評価、並びにリスク対応手続の立案のたぐの活動を基礎として、必要の情報を収集したため、監査は、リスク評価手続において統制リスクを評価する際に、経営者に監査を行う。

4/6

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：  
実証手続のみでは下付のレベルでのリスクを適切に監査証拠を収集できない場合。

4/5

その理由：監査は監査リスクを合理的に低い水準に抑えようとする必要を度々表示し、評価は、リスクを適切に監査を行うことが必要であるが、監査リスクは、実施した実証手続の材料により管理された実証手続の材料により評価された監査証拠と一致しない場合には、内部統制に依拠して監査を行う必要があり、監査リスクを合理的に低い水準に抑えようとする必要があり、リスク評価手続は、内部統制に依拠して実施された場合、一時点における内部統制の健全性決定を、将来の運用状況を想定したものであり、当該運用状況の決定を裏付けたたぐの運用状況を裏付ける必要があった。

5/9

17も論及しただけでは  
入る

評	点



第2問 答案用紙<1>  
(監査論)

問題 1

【仮定1】 監査者が不正に関する説明に合理性があり、S社の監査人の追加的な作業によりS社を監査する際に他の部門及び他の拠点における類似行為は他に発生しなかった場合

【結論の類型】 結論に付した除外事項を限定する旨

【根拠】 S社の不正行為は、通常に発生し得る範囲は、S社グループに限定され、監査人が、監査報告書においてその影響を特定したため、その影響が広範ではないため

1/10

【仮定2】 不正の監査者の不正に関する説明に合理性がなく、S社の監査人の追加的な作業によりS社を監査する際に他の部門及び他の拠点における類似行為が行われていた可能性があると結論付けられた場合

【結論の類型】 結論不表明

【根拠】 S社グループに限定された不正の類似行為は、様々な事業拠点で行われていた可能性があり、その影響は広範に及ぶため、監査報告書にその影響が広範に及ぶ場合の影響が大きいと結論に及んだため

17/10

問題 2

問 1

監査の前提条件が満たされていないかどうかの判断に当たっては、目録等の作成責任、内部統制整備の責任が経営者にあることを確認する。また、目録の作成をどのように行っているのかについて、経営者に説明を行う。

(1)と(2)のうち

1/10



受験番号シール貼付欄

4  
4

第2問 答案用紙<2>  
(監査論)

問2

訂正を行い決算監査手続を実施し、訂正については以前実施した財務諸表に対する監査報告書を否認した旨の内容を添付して送達した。経営者が訂正理由を提出した。訂正後の財務諸表に対する監査報告書日までの期間に後発事実を知った場合の訂正を行うが、後発事象は田舎期財務諸表に吸収され、訂正を要しない。訂正後の財務諸表は事実を正しく反映し、訂正の監査報告書の写を田舎期財務諸表以外の事項区分に訂正の理由を記載する。訂正後の財務諸表に対する監査報告書は訂正後の財務諸表を新たな承認日の日付として提出する。

2/19

問3

【記載区分】「その他の事項」  
【記載事項】訂正財務諸表において訂正理由が記載された旨の記載の事象を注記として記載する。訂正理由が記載された旨の記載の事象以外の場合は「その他の事項」区分に記載する。事象において注記した旨の記載がない場合は「その他の事項」区分に記載する。

4/8

難問だが  
採点甘く感じ

評	点